

		場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの 579,720円
--	--	--

別表第2の208の16の項の次に次のように加える。

208の16の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定による低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更であること証する書面の交付	低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書交付手数料	
(1) 低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に必要な計算と同様の計算をしない限り、軽微な変更であるかどうかの確認をすることができない場合		1件につき 208の16の項の(1)に定める額
(2) その他の場合		1件につき 420円

別表第2の208の19の項から208の22の項までを次のように改める。

208の19 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	
(1) 一戸建ての住宅の場合		1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額

(2) 共同住宅等の場合

- (1) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートル以内のもの
 ア イからエまでに掲げるものの以外のもの 40,570円
 イ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物(ウに掲げるものを除く。以下この項及び208の20の項において「住宅簡易評価判定建築物」という。) 20,800円
 ウ 基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(1)又は同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準のいずれかに適合するものとして申請された建築物(エに掲げるものを除く。以下この項及び208の20の項において「併用評価判定建築物」という。) 30,170円
 エ 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。208の21の項及び208の22の項において同じ。)における当該認定の申請に係る建築物(以下この項から208の22の項までにおいて「申請建築物」という。)以外の建築物(以下この項から208の22の項までにおいて「他の建築物」という。)(当該認定に係る建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかを評価する方法及び建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法が同一のものに限る。以下この項及び208の20の項において「向上計画判定建築物」という。) 6,240円
 (2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの
 ア イからエまでに掲げるものの以外のもの 44,730円
 イ 住宅簡易評価判定建築物 21,840円
 ウ 併用評価判定建築物 33,290円
 エ 向上計画判定建築物 6,240円
 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
 (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分(基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分(基準省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費性能向上計画に

		ギー消費量が同項第2号の数値である場合にあっては、共用部分を除いた部分)をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。)の床面積が300平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 80,110円 イ 住宅簡易評価判定建築物 38,490円 ウ 併用評価判定建築物 59,300円 エ 向上計画判定建築物 11,440円 (2) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 134,210円 イ 住宅簡易評価判定建築物 66,580円 ウ 併用評価判定建築物 99,870円 エ 向上計画判定建築物 23,920円 (3) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 227,840円 イ 住宅簡易評価判定建築物 119,640円 ウ 併用評価判定建築物 173,740円 エ 向上計画判定建築物 52,020円 (4) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 326,680円 イ 住宅簡易評価判定建築物 181,020円 ウ 併用評価判定建築物 253,850円 エ 向上計画判定建築物 93,630円 (5) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 631,520円 イ 住宅簡易評価判定建築物 321,480円 ウ 併用評価判定建築物 475,460円 エ 向上計画判定建築物 139,410円
--	--	---

(3) 非住宅建築物の場合

- (6) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの
- ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 1,120,510円
- イ 住宅簡易評価判定建築物 547,250円
- ウ 併用評価判定建築物 833,360円
- エ 向上計画判定建築物 212,240円
- (7) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が50,000平方メートルを超えるもの
- ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 2,064,150円
- イ 住宅簡易評価判定建築物 963,410円
- ウ 併用評価判定建築物 1,513,780円
- エ 向上計画判定建築物 322,520円
- 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
- (1) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの
- ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 264,260円
- イ 基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の20の項において「非住宅簡易評価判定建築物」という。） 100,910円
- ウ 基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物で基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準に適合するものとして申請された建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下この項において「算出告示」という。）別表第2に掲げる係数を適用する設備を有しない建築物を除く。以下この項及び208の20の項において「工場等判定建築物」という。） 27,050円
- エ 基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物で基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（算出告示別表第2に掲げる係数を適用する設備を有しない建築物を含む。以下この項及び208の20の項において「工場等簡易

			評価判定建築物」という。) 21,840円 オ 向上計画判定建築物 11,440円 (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 330,840円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 129,000円 ウ 工場等判定建築物 36,410円 エ 工場等簡易評価判定建築物 31,210円 オ 建築物省エネ法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。208の21の項及び208の22の項において同じ。）における当該認定の申請に係る建築物（以下この項から208の22の項までにおいて「申請建築物」という。）以外の建築物（以下この項から208の22の項までにおいて「他の建築物」という。）（当該認定に係る建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかを評価する方法及び建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法が同じものに限る。以下この項及び208の20の項において「向上計画判定建築物」という。） 19,760円 (3) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 427,600円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 169,580円 ウ 工場等判定建築物 49,930円 エ 工場等簡易評価判定建築物 43,690円 オ 向上計画判定建築物 31,210円 (4) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 609,670円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 274,660円
--	--	--	--

(4) 複合建築物の場合

ウ 工場等判定建築物 118,600円
エ 工場等簡易評価判定建築物 110,280円
オ 向上計画判定建築物 93,630円
(5) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 750,120円
イ 非住宅簡易評価判定建築物 357,890円
ウ 工場等判定建築物 174,780円
エ 工場等簡易評価判定建築物 166,460円
オ 向上計画判定建築物 147,730円
(6) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの
ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 887,460円
イ 非住宅簡易評価判定建築物 430,720円
ウ 工場等判定建築物 216,400円
エ 工場等簡易評価判定建築物 207,030円
オ 向上計画判定建築物 186,230円
(7) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 1,012,300円
イ 非住宅簡易評価判定建築物 504,590円
ウ 工場等判定建築物 267,380円
エ 工場等簡易評価判定建築物 256,970円
オ 向上計画判定建築物 233,040円
(8) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの
ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 1,262,000円
イ 非住宅簡易評価判定建築物 653,370円
ウ 工場等判定建築物 369,340円
エ 工場等簡易評価判定建築物 356,850円
オ 向上計画判定建築物 326,680円
1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄の(2)に定める額と同欄の(3)に定める額とを合計した額

		(2) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて判定を受けようとする場合 左欄の(3)に定める額 (3) 複合建築物のうち住宅部分のみについて判定を受けようとする場合 左欄の(2)に定める額
208の20 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定 (1) 一戸建ての住宅の場合	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が200平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 40,570円 イ 住宅簡易評価判定建築物 20,800円 ウ 併用評価判定建築物 30,170円 エ 向上計画判定建築物 6,240円 (2) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が200平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 44,730円 イ 住宅簡易評価判定建築物 21,840円 ウ 併用評価判定建築物 33,290円 エ 向上計画判定建築物 6,240円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が300平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 80,110円 イ 住宅簡易評価判定建築物 38,490円 ウ 併用評価判定建築物 59,300円 エ 向上計画判定建築物 11,440円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 134,210円 イ 住宅簡易評価判定建築物 66,580円
(2) 共同住宅等の場合		

		ウ 併用評価判定建築物 99,870円 エ 向上計画判定建築物 23,920円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 227,840円 イ 住宅簡易評価判定建築物 119,640円 ウ 併用評価判定建築物 173,740円 エ 向上計画判定建築物 52,020円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 326,680円 イ 住宅簡易評価判定建築物 181,020円 ウ 併用評価判定建築物 253,850円 エ 向上計画判定建築物 93,630円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 631,520円 イ 住宅簡易評価判定建築物 321,480円 ウ 併用評価判定建築物 475,460円 エ 向上計画判定建築物 139,410円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 1,120,510円 イ 住宅簡易評価判定建築物 547,250円 ウ 併用評価判定建築物 833,360円 エ 向上計画判定建築物 212,240円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の
--	--	--

(3) 非住宅建築物の場合

住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの
 ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 2,064,150円
 イ 住宅簡易評価判定建築物 963,410円
 ウ 併用評価判定建築物 1,513,780円
 エ 向上計画判定建築物 322,520円
 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの
 ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 264,260円
 イ 非住宅簡易評価判定建築物 100,910円
 ウ 工場等判定建築物 27,050円
 エ 工場等簡易評価判定建築物 21,840円
 オ 向上計画判定建築物 11,440円
 (2) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
 ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 330,840円
 イ 非住宅簡易評価判定建築物 129,000円
 ウ 工場等判定建築物 36,410円
 エ 工場等簡易評価判定建築物 31,210円
 オ 向上計画判定建築物 19,760円
 (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
 ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 427,600円
 イ 非住宅簡易評価判定建築物 169,580円
 ウ 工場等判定建築物 49,930円
 エ 工場等簡易評価判定建築物 43,690円
 オ 向上計画判定建築物 31,210円
 (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000

		平方メートルを越え、5,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 609,670円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 274,660円 ウ 工場等判定建築物 118,600円 エ 工場等簡易評価判定建築物 110,280円 オ 向上計画判定建築物 93,630円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5,000平方メートルを越え、1万平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 750,120円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 357,890円 ウ 工場等判定建築物 174,780円 エ 工場等簡易評価判定建築物 166,460円 オ 向上計画判定建築物 147,730円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1万平方メートルを越え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 887,460円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 430,720円 ウ 工場等判定建築物 216,400円 エ 工場等簡易評価判定建築物 207,030円 オ 向上計画判定建築物 186,230円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2万5,000平方メートルを越え、5万平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるもの以外のもの 1,012,300円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 504,590円 ウ 工場等判定建築物 267,380円 エ 工場等簡易評価判定建築物 256,970円 オ 向上計画判定建築物 233,040円 (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5万平方メートルを超えるもの
--	--	--

(4) 複合建築物の場合		ア イからオまでに掲げるものの以外のも 1,262,000円 イ 非住宅簡易評価判定建築物 653,370円 ウ 工場等判定建築物 369,340円 エ 工場等簡易評価判定建築物 356,850円 オ 向上計画判定建築物 326,680円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄の(2)に定める額と同欄の(3)に定める額とを合計した額 (2) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて判定を受けようとする場合 左欄の(3)に定める額 (3) 複合建築物のうち住宅部分のみについて判定を受けようとする場合 左欄の(2)に定める額	
208の21 建築物省エネ法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅の場合	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 40,570円 イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の22の項において「住宅簡易評価向上計画建築物」という。） 20,800円 ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)又は同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準のいずれかに適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の22の項において「併用評価向上計画建築物」という。） 30,170円 エ 登録住宅性能評価機関等が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の22の項において「住宅評価向上計画建築物」という。） 6,240円 (2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 44,730円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 21,840円	

イ 共同住宅等の場合

- ウ 併用評価向上計画建築物 33,290円
- エ 住宅評価向上計画建築物 6,240円
- 1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額
- (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの
 - ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 80,110円
 - イ 住宅簡易評価向上計画建築物 38,490円
 - ウ 併用評価向上計画建築物 59,300円
 - エ 住宅評価向上計画建築物 11,440円
- (2) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
 - ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 134,210円
 - イ 住宅簡易評価向上計画建築物 66,580円
 - ウ 併用評価向上計画建築物 99,870円
 - エ 住宅評価向上計画建築物 23,920円
- (3) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 - ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 227,840円
 - イ 住宅簡易評価向上計画建築物 119,640円
 - ウ 併用評価向上計画建築物 173,740円
 - エ 住宅評価向上計画建築物 52,020円
- (4) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
 - ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 326,680円
 - イ 住宅簡易評価向上計画建築物 181,020円
 - ウ 併用評価向上計画建築物 253,850円
 - エ 住宅評価向上計画建築物 93,630円
- (5) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの
 - ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 631,520円
 - イ 住宅簡易評価向上計画建築物 321,480円
 - ウ 併用評価向上計画建築物 475,460円

ウ 非住宅建築物の場合

円
エ 住宅評価向上計画建築物 139,410円
円
(6) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 1,120,510円
イ 住宅簡易評価向上計画建築物 547,250円
ウ 併用評価向上計画建築物 833,360円
円
エ 住宅評価向上計画建築物 212,240円
円
(7) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの
ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 2,064,150円
イ 住宅簡易評価向上計画建築物 963,410円
ウ 併用評価向上計画建築物 1,513,780円
エ 住宅評価向上計画建築物 322,520円
1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額
(1) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 264,260円
イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途のみに供する場合にあっては、同号ロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物(ウに掲げるものを除く。以下この項及び208の22の項において「非住宅簡易評価向上計画建築物」という。) 100,910円
ウ 登録省エネ判定機関が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合すると認めた計画に係る建築物(以下この項及び208の22の項において「非住宅評価向上計画建築物」という。) 11,440円
(2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 330,840円
イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 129,000円
ウ 非住宅評価向上計画建築物 19,760円

エ 複合建築物の場合

- (3) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 427,600円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 169,580円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 31,210円
- (4) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 609,670円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 274,660円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 93,630円
- (5) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 750,120円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 357,890円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 147,730円
- (6) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 887,460円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 430,720円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 186,230円
- (7) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 1,012,300円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 504,590円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 233,040円
- (8) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 1,262,000円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 653,370円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 326,680円
- 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額

オ 申請建築物及び他の建築物

(2) 建築物省エネ法第30条第2項の申出を行う
建築物の場合

ア イに掲げる場合以外の場合

(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額とを合計した額

(2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額

(3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額

1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに左欄のアからエまでに定める額を合計した額

1件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額を加えた額

(1) 建築物 (2)又は(3)に掲げる部分を除く。)に係る額

ア 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートル以内のもの

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 9,840円

(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 19,680円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 17,000円

イ 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 32,830円

(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 60,330円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 54,120円

ウ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 41,440円

(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 69,650円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 62,600円

エ 当該申出に係る建築物の床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 68,950円

(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 84,420円

オ 当該申出に係る建築物の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 68,950円

(イ) 構造計算適合性審査を必

イ 基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合

- 要とする場合 94,090円
- カ 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,540円
- キ 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 227,430円
- ク 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 405,930円
- ケ 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 541,350円
- コ 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 722,320円
- サ 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 1,162,740円
- (2) 建築設備の数に24,630円を乗じて得た額
- (3) 工作物の数に39,620円を乗じて得た額
- 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額
- (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 125,410円
- (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円
- (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円
- (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円
- (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円
- (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円
- (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの

		の 579,720円
208の22 建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅の場合		1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が200平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 40,570円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 20,800円 ウ 併用評価向上計画建築物 30,170円 エ 住宅評価向上計画建築物 6,240円 (2) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が200平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 44,730円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 21,840円 ウ 併用評価向上計画建築物 33,290円 エ 住宅評価向上計画建築物 6,240円
イ 共同住宅等の場合		1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が300平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 80,110円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 38,490円 ウ 併用評価向上計画建築物 59,300円 エ 住宅評価向上計画建築物 11,440円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 134,210円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 66,580円 ウ 併用評価向上計画建築物 99,870円

		円 エ 住宅評価向上計画建築物 23,920円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 227,840円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 119,640円 ウ 併用評価向上計画建築物 173,740円 エ 住宅評価向上計画建築物 52,020円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 326,680円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 181,020円 ウ 併用評価向上計画建築物 253,850円 エ 住宅評価向上計画建築物 93,630円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 631,520円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 321,480円 ウ 併用評価向上計画建築物 475,460円 エ 住宅評価向上計画建築物 139,410円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 1,120,510円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 547,250円 ウ 併用評価向上計画建築物 833,360円 エ 住宅評価向上計画建築物 212,240円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床
--	--	---

ウ 非住宅建築物の場合

面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの
 ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 2,064,150円
 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 963,410円
 ウ 併用評価向上計画建築物 1,513,780円
 エ 住宅評価向上計画建築物 322,520円
 1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額
 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 264,260円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 100,910円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 11,440円
 (2) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 330,840円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 129,000円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 19,760円
 (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 427,600円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 169,580円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 31,210円
 (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 609,670円
 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 274,660円
 ウ 非住宅評価向上計画建築物 93,630円

		(5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 750,120円 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 357,890円 ウ 非住宅評価向上計画建築物 147,730円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 887,460円 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 430,720円 ウ 非住宅評価向上計画建築物 186,230円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 1,012,300円 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 504,590円 ウ 非住宅評価向上計画建築物 233,040円 (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 1,262,000円 イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 653,370円 ウ 非住宅評価向上計画建築物 326,680円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額とを合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額 1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに左欄のアからエまでに定める額を合計した額
エ	複合建築物の場合	
オ	申請建築物及び他の建築物	

(2) 建築物省エネ法第31条第2項において準用
する建築物省エネ法第30条第2項の申出を行
う建築物の場合
ア イに掲げる場合以外の場合

1件につき、左欄の(1)のアからエま
での区分に応じそれぞれに定める
額と次の区分に応じそれぞれに定め
る額とを合計した額を加えた額

(1) 建築物 (2)又は(3)に掲げる部
分を除く。)に係る額

ア 当該申出に係る建築物の変更
に係る部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあつ
ては、当該増加する部分の床面
積)が30平方メートル以内のも
の

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合
以外の場合 9,840円

(イ) 構造計算適合性審査を必
要とする場合 19,680円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必
要とする場合 17,000円

イ 当該申出に係る建築物の変更
に係る部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあつ
ては、当該増加する部分の床面
積)が30平方メートルを超え、
100平方メートル以内のもの

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合
以外の場合 32,830円

(イ) 構造計算適合性審査を必
要とする場合 60,330円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必
要とする場合 54,120円

ウ 当該申出に係る建築物の変更
に係る部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあつ
ては、当該増加する部分の床面
積)が100平方メートルを超え、
200平方メートル以内のもの

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合
以外の場合 41,440円

(イ) 構造計算適合性審査を必
要とする場合 69,650円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必
要とする場合 62,600円

エ 当該申出に係る建築物の変更
に係る部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあつ
ては、当該増加する部分の床面
積)が200平方メートルを超え、
300平方メートル以内のもの

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合
以外の場合 68,950円

(イ) 構造計算適合性審査を必
要とする場合 94,090円

(ウ) 壁量計算適合性審査を必
要とする場合 84,420円

オ 当該申出に係る建築物の変更
に係る部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあつ
ては、当該増加する部分の床面

イ 基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合

積) が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
 (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 68,950円
 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円
 カ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,540円
 キ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 227,430円
 ク 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 405,930円
 ケ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 541,350円
 コ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 722,320円
 サ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が5万平方メートルを超えるもの 1,162,740円
 (2) 建築設備の数に17,130円を乗じて得た額
 (3) 工作物の数に27,840円を乗じて得た額
 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額

		(1) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの 579,720円
--	--	--

別表第2の208の23の項を次のように改める。

208の23 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更 該当証明書交付手数料	
(1) 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に必要な計算と同様の計算をしない限り、軽微な変更であるかどうかの確認をすることができない場合		1件につき 208の20の項に定める額
(2) その他の場合		1件につき 420円

別表第2の208の23の項の次に次のように加える。

208の24 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更であるに該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更 該当証明書交付手数料	
(1) 建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に必要な計算と同様の計算をしない限り、軽微な変更であるかどうかの確認をすることができない場合		1件につき 208の22の項の(1)に定める額
(2) その他の場合		1件につき 420円

（京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正）

第4条 京都府手数料徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2の151の項を次のように改める。

151 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該工事に係る盛土又は切土（以下この項、152の項及び152の3の項において「造成」という。）をする土地の面積（以下この項、152の項及び152の3の項において「造成面積」という。）が500平方メートル以内のもの 14,150円 (2) 造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,060円 (3) 造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 36,560円 (4) 造成面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 53,810円 (5) 造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 69,300円 (6) 造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 93,440円 (7) 造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 146,470円
---	---------------------	---

		(8) 造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 227,600円 (9) 造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 365,670円 (10) 造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 524,410円 (11) 造成面積が10万平方メートルを超えるもの 701,270円
--	--	---

別表第2の151の項の次に次のように加える。

151の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石堆積工事許可申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該工事に係る土石の堆積を行う土地の面積（以下この項及び152の2の項において「堆積面積」という。）が500平方メートル以内のもの 12,040円 (2) 堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 15,050円 (3) 堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,070円 (4) 堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 22,370円 (5) 堆積面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 30,110円 (6) 堆積面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35,280円 (7) 堆積面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 42,160円 (8) 堆積面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 55,930円 (9) 堆積面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 75,720円 (10) 堆積面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 112,730円 (11) 堆積面積が10万平方メートルを超えるもの 140,260円
---	---------------	--

別表第2の152の項を次のように改める。

152 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更の許可又は同法第35条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 (1) 造成に関する工事の設計に変更がある場合	宅地造成・特定盛土等工事変更許可申請手数料	
--	-----------------------	--

ア 新たな土地の造成がない場合

1 件につき次に掲げる額を合計した額

(1) 次の区分に応じそれぞれに定める額

ア 当該変更後の工事に係る造成面積が 500 平方メートル以内のもの 1,410 円

イ 当該変更後の工事に係る造成面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 2,400 円

ウ 当該変更後の工事に係る造成面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 3,650 円

エ 当該変更後の工事に係る造成面積が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの 5,380 円

オ 当該変更後の工事に係る造成面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 6,930 円

カ 当該変更後の工事に係る造成面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 9,340 円

キ 当該変更後の工事に係る造成面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの 14,640 円

ク 当該変更後の工事に係る造成面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの 22,760 円

ケ 当該変更後の工事に係る造成面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの 36,560 円

コ 当該変更後の工事に係る造成面積が 7 万平方メートルを超え 10 万平方メートル以内のもの 52,440 円

サ 当該変更後の工事に係る造成面積が 10 万平方メートルを超えるもの 70,120 円

(2) 造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,790 円

1 件につき次に掲げる額を合計した額（その額が 701,270 円を超えるときは、701,270 円）

(1) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分に限る。）に応じ 151 の項に定める額

(2) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分を除く。）に応じアの(1)に定める額

(3) 造成に関する工事の設計の

イ 新たな土地の造成がある場合

(2) その他の場合	変更以外の変更があるときは、 10,790 円 1 件につき 10,790 円
------------	---

別表第2の152の項の次に次のように加える。

152の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条 第1項又は第35条第1項の規定による土石の 堆積に関する工事の変更の許可の申請に対す る審査 (1) 土石の堆積に関する工事の設計に変更 がある場合 ア 土石の堆積を行う新たな土地の増加が ない場合	土石堆積工事変更許 可申請手数料	1 件につき次に掲げる額を合計し た額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定 める額 ア 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 500 平方メートル以 内のもの 1,200 円 イ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 500 平方メートルを 超え 1,000 平方メートル以内 のもの 1,500 円 ウ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 1,000 平方メートル を超え 2,000 平方メートル以 内のもの 1,800 円 エ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 2,000 平方メートル を超え 3,000 平方メートル以 内のもの 2,230 円 オ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 3,000 平方メートル を超え 5,000 平方メートル以 内のもの 3,010 円 カ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 5,000 平方メートル を超え 1 万平方メートル以内 のもの 3,520 円 キ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 1 万平方メートルを 超え 2 万平方メートル以内の もの 4,210 円 ク 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 2 万平方メートルを 超え 4 万平方メートル以内の もの 5,590 円 ケ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 4 万平方メートルを 超え 7 万平方メートル以内の もの 7,570 円 コ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 7 万平方メートルを 超え 10 万平方メートル以内 のもの 11,270 円 サ 当該変更後の工事に係る堆 積面積が 10 万平方メートル を超えるもの 14,020 円 (2) 土石の堆積に関する工事の設 計の変更以外の変更があるとき
---	---------------------	--

イ 土石の堆積を行う新たな土地の増加がある場合 (2) その他の場合		は、10,030円 1件につき次に掲げる額を合計した額（その額が140,260円を超えるときは、140,260円） (1) 当該変更後の工事に係る堆積面積（土石の堆積を行う新たな土地の増加に係る部分に限る。）に応じ151の2の項に定める額 (2) 当該変更後の工事に係る堆積面積（土石の堆積を行う新たな土地の増加に係る部分を除く。）に応じアの(1)に定める額 (3) 土石の堆積に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,030円 1件につき 10,030円	
152の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事（同法第15条第1項の規定により同法第12条第1項の許可があったものとみなされた工事を除く。）又は同法第37条第1項の規定による特定盛土等に関する工事（同法第34条第1項の規定により同法第30条第1項の許可があったものとみなされた工事を除く。）の中間検査申請に対する検査	宅地造成・特定盛土等工事中間検査申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該申請に係る造成面積（都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けた開発行為に関する工事に係る中間検査にあつては、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、当該工区）内の造成面積。以下この項において同じ。）が500平方メートル以内のもの 3,540円 (2) 当該申請に係る造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 4,430円 (3) 当該申請に係る造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 5,310円 (4) 当該申請に係る造成面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 6,200円 (5) 当該申請に係る造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 8,420円 (6) 当該申請に係る造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 9,740円 (7) 当該申請に係る造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 12,850円 (8) 当該申請に係る造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 14,620円 (9) 当該申請に係る造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 18,610円 (10) 当該申請に係る造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 24,810円 (11) 当該申請に係る造成面積が10万平方メートルを超えるもの 31,460円	
152の4 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規	宅地造成及び特定盛		

則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付	土等規制法施行規則第88条証明書交付手数料	1件につき 4,710円
(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受ける必要がないことを証する場合		
(2) その他の場合		1件につき 420円

(京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第5条の規定による改正前の京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第5条 京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則(令和5年京都府規則第24号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第5条の規定による改正前の京都府手数料徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2の151の項の(1)中「12,240円」を「12,850円」に改め、同項の(2)中「21,420円」を「22,490円」に改め、同項の(3)中「31,620円」を「33,200円」に改め、同項の(4)中「47,940円」を「50,330円」に改め、同項の(5)中「68,340円」を「71,750円」に改め、同項の(6)中「112,200円」を「117,810円」に改め、同項の(7)中「173,400円」を「182,070円」に改め、同項の(8)中「255,000円」を「267,750円」に改め、同項の(9)中「346,800円」を「364,140円」に改め、同項の(10)中「428,400円」を「449,820円」に改め、同表の152の項中「428,400円」を「449,820円」に、「10,200円」を「10,710円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条、第3条及び第5条の規定による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正前の都市計画法施行細則別記第9号様式による用紙は、当分の間、同条の規定による改正後の都市計画法施行細則別記第9号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

京都府訓令第9号

京 都 府 保 健 所
京都府保健環境研究所

京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令

京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令(昭和51年京都府訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の5の項中「560円」を「610円」に改め、同表の備考の2及び3を次のように改める。

2 この表において「算定費用額の2分の1を基準とする額」とは、(1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額に、100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)をいう。

(1) 算定費用額に2分の1を乗じて得た額を1.0084で除して得た額

(2) 1,000分の1,095

3 この表において「算定費用額の10分の8を基準とする額」とは、(1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額に、100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)をいう。

(1) 算定費用額に10分の8を乗じて得た額を1.0084で除して得た額

(2) 1,000分の1,095

附 則

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令別表第3の規定は、この訓令の施行の日以後にされる申請に係る使用料及び手

数料の減免について適用し、同日前にされた申請に係る使用料及び手数料の減免については、なお従前の例による。

告 示

京都府告示第187号

京都府手数料徴収条例施行規則に基づき手数料を徴収しない理由を定めた告示(平成12年京都府告示第255号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

なお、京都府手数料徴収条例施行規則に基づき手数料を徴収しない理由を定めた告示(平成20年京都府告示第286号)は、廃止する。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

「別表第2の148の項」を「別表第2の151の項から152の3の項まで」に、「第4条第1項」を「第4条第2項」に改める。

1中「宅地造成」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積」に、「造成主」を「工事主」に改める。

2中「宅地造成」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積」に改める。